

黒部市告示第 24 号

黒部市空家情報バンク活用促進補助金交付要綱を次のように定める。

平成 27 年 3 月 30 日

黒部市長 堀 内 康 男

黒部市空家情報バンク活用促進補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、市内における空家等の有効利用及び定住促進による地域活性化を図るため、空家情報バンクを通じて空家等を再利用する者に対する補助金の交付に関し、黒部市補助金等交付規則（平成 18 年黒部市規則第 34 号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空家等 黒部市空家情報バンク設置要綱（平成 27 年黒部市告示第 23 号。以下「設置要綱」という。）第 2 条第 1 号に規定する物件をいう。
- (2) 所有者等 設置要綱第 2 条第 2 号に規定する者をいう。
- (3) 空家情報バンク 設置要綱第 2 条第 3 号に規定する制度をいう。
- (4) 賃借者 設置要綱第 9 条の規定に基づき空家情報バンクを利用し、所有者等と賃貸借契約を締結した者をいう。
- (5) 購入者 設置要綱第 9 条の規定に基づき空家情報バンクを利用し、所有者等と売買契約を締結した者をいう。

(補助対象者)

第 3 条 黒部市空家情報バンク活用促進補助金（以下「補助金」という。）の交付対象となる者は、次の各号に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 所有者等、賃借者又は購入者であること。
- (2) 補助金を受けようとする者及びその属する世帯全員が、黒部市税条例（平成 18 年黒部市条例第 71 号）及び黒部市国民健康保険税条例（平成 18 年黒部市条例第 72 号）に規定する税（他市区町村における場合も同様とする。）を滞納していないこと。

(補助金の種類)

第4条 補助金の種類は、次のとおりとする。

賃貸借促進補助金	空家情報バンクに登録された空家等の賃貸借を目的として、賃貸借の期間を1年以上とする契約を行った所有者等及び賃借者に交付するもの
売買促進補助金	空家情報バンクに登録された空家等を売却した所有者等及び購入者に交付するもの

(補助金の額及び交付時期)

第5条 補助金の額及び交付の時期は、次のとおりとする。

補助金の種類	補助金の額	交付の時期
賃貸借促進補助金	空家等の1年間の賃貸借料相当額の5分の1以内(上限10万円)	賃借者が賃貸借契約締結後、当該空家等に居住を開始してから居住を中断することなく1年を経過したとき。
売買促進補助金	空家等の売買代金相当額の5分の1以内(上限10万円)	購入者が売買契約締結後、当該購入空家等での居住を開始したとき。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、補助金の対象となる契約等の締結後、遅滞なく、黒部市空家バンク活用促進補助金交付申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 賃貸借契約書又は売買契約書の写し
- (2) 世帯の住民票
- (3) 世帯全員の納税証明書
- (4) 空家等の位置図
- (5) 黒部市空家情報バンク登録完了通知書又は黒部市空家情報バンク利用登録申込書の写し

(補助金の交付決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、補助金の交付を決定し、黒部市空家バンク活用促進補助金交付決定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第8条 補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、第5条の交付の時期が到来したときは、速やかに、黒部市空家バンク促進事業補助金実績報告書（様式第3号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 支払が確認できる書面の写し
- (2) 交付時期の到来を証明する書類
- (3) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第9条 市長は、前条の規定により提出された実績報告書を審査し、補助金の交付条件に適合すると認めたときは、補助金の額を確定し、黒部市空家バンク促進事業補助金交付額確定通知書（様式第4号）により交付決定者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第10条 交付決定者は、前条の通知を受けたときは、速やかに黒部市空家バンク活用促進補助金請求書（様式第5号）により、市長に補助金の交付を請求するものとする。

(交付決定の取消し)

第11条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認める場合には、補助金の交付の決定を取消し、又は変更することができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 補助金の交付の条件に違反したとき。

(補助金の返還)

第12条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定の取消し又は変更をした場合において、当該取消し又は変更に係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、交付決定者に対し期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成27年4月1日から施行する。